

広島県告示第九百八十九号

母子保健法（昭和四十年法律第四百十一号）第二十条第七項において準用する児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第二十条第七項の規定によって、次の指定医療機関から指定を辞退する旨の届出があった。

平成二十三年十月二十七日

広島県知事 湯 崎 英 彦

名 称	所 在 地	辞 退 年 月 日
県立安芸津病院	東広島市安芸津町三津四三八八	平成二十三年一月一日
国家公務員共済組合連合会 呉共済病院	呉市西中央二丁目三番二八号	平成二十三年一月一日
医療法人玉木産婦人科医院	呉市広本町三丁目二番二六号	平成二十三年九月一日